

**国別障害関連情報
ケニア共和国**

**独立行政法人
国際協力機構（JICA）**

**令和3年2月
（2021年2月）**

**株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ケニア共和国

目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	5
2-1. 障害関連行政制度	5
2-2. 障害関連法律の詳細	6
2-3. CRPD 批准による対応状況	8
2-4. 障害関連施策の状況	9
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況	16
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	17
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	17
3. 障害関連団体の活動概況	20
3-1. 障害当事者団体の活動概要	20
3-2. 障害者支援団体の活動概容	20
4. 参考資料	22

図表目次

図 1 障害種別の障害者割合（2009）	3
図 2 障害の年齢別割合（2009）	4
図 3 障害者の居住地（2009）	4
表 1 障害関連担当機関	6

略語表

APDK	Association of Person with Disabilities in Kenya	ケニア障害者協会
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KSB	Kenya Society for the Blind	ケニア視覚障害者協会
MLSP	Ministry of Labour and Social Protection	労働社会保障省
MoGCSD	Ministry of Gender, Children and Social Development	ジェンダー児童社会開発省
NCPWDs	National Council for People with Disabilities	ケニア障害者統一同盟
UDPK	United Disabled Persons of Kenya	国連アジア太平洋経済社会委員会
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,816.55 米ドル	2018 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.8 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	5.3 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.39 %	2017 年

人口

総人口	52,573,970 人	2019 年
男性人口比率	49.7 %	
女性人口比率	51.3 %	
都市人口比率	28 %	
農村人口比率	72 %	
平均余命（全体）	66 歳	2018 年
男性	64 歳	
女性	69 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	23 %	2018 年
新生児死亡率（1000 人当たり）	21 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	12 年	2019 年
成人識字率（全体）	82 %	2018 年
男性	85 %	
女性	78 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率

初等教育²（総就学率）

全体	103 %	2016 年
男子	103 %	
女子	103 %	

中等教育³（総就学率）

全体	57 %	2009 年
男子	60 %	
女子	54 %	

高等教育⁴（総就学率）

全体	11 %	2017 年
男子	13 %	
女子	10 %	

雇用

失業率（全体）	2.6%	2020 年
男性	2.5%	
女性	2.8%	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ケニア共和国（以下、「ケニア」）では 2010 年憲法と 2003 年障害者法において、障害の定義が示されている。2010 年憲法における障害の定義は「身体的、感覚的、精神的、心理的もしくは他の機能障害、また状況や病気が、地域の関係機関が認識できるほどの（perceived by significant sectors of the community to have）、深刻なもしくは長期に渡り個人の通常の日常生活を送るための能力に影響を与えていること」となっている。また 2003 年障害者法では、「身体的、感覚的、精神的もしくは他の機能障害で、それらは視覚、聴覚、学習もしくは身体的な能力の制限（incapability）を含み、社会や経済、もしくは環境への参加に不利益をもたらすもの⁵」となっている。

² 6～14 歳

³ 15～18 歳

⁴ 19～22 歳

⁵ “disability” means “physical, sensory, mental or other impairments, including any visual, hearing, learning or physical incapability, which impacts adversely on social, economic or environmental participation.”

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ケニア政府は、ケニア障害者全国調査（Kenya National Survey for Persons with Disability）を2007年に実施し、ケニア国勢調査2009年（Kenya National Census in 2009）でも障害者について調査している。2021年1月時点で、ケニア統計局ウェブサイト⁶には障害統計に関する更新情報は掲載されていない。2007年調査によれば、障害者はケニア人口の4.6%であり、およそ170万人である。そのうち80%（約140万人）は地方で生活している。また障害者の15%は日常的に障壁のある環境にあり、65%の障害者は環境が最も深刻な問題と捉えている。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁷	1,330,312人	総人口の3.3%	2009年
男性	647,689人		
女性	682,623人		

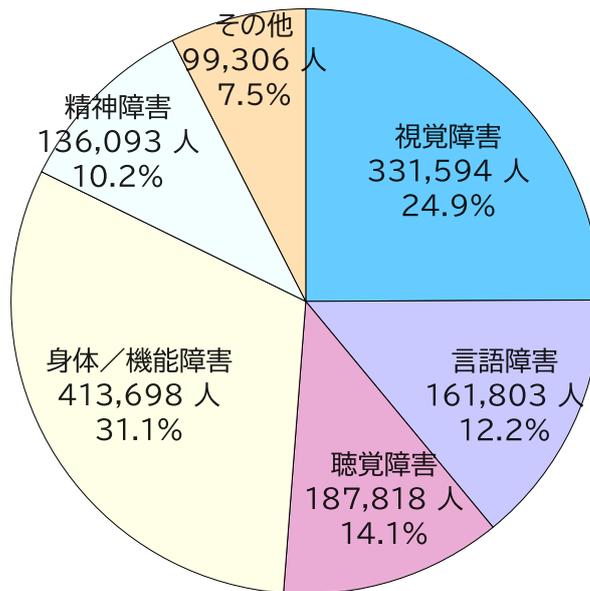


図1 障害種別の障害者割合（2009）

出所：障害者権利条約の政府報告を基に調査チームが作成

⁶ <https://www.knbs.or.ke/>（参照 2021-01-09）

⁷ ケニア国勢調査2009

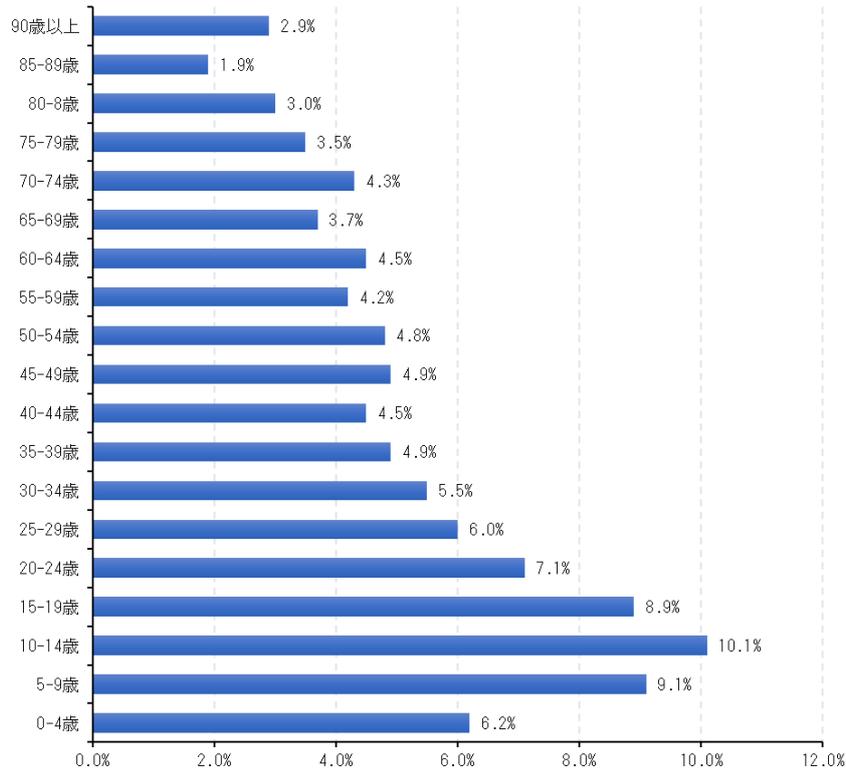


図2 障害の年齢別割合 (2009)

出所：Kenya National Bureau of Statistics 2012, p.15, Table 2.1 を基に調査チームが作成

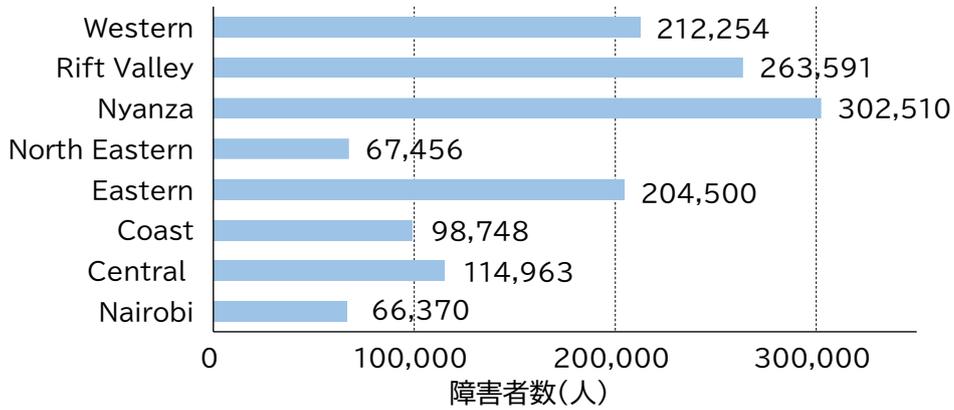


図3 障害者の居住地域 (2009)

出所：障害者権利条約の政府報告を基に調査チームが作成

このような統計情報に関し、障害者権利委員会による総括所見では、保健・教育・雇用・政治への参加、社会保護と暴力などの分野において、障害種別・性別・年齢・民族・移民や地域別のデータの収集を、より計画的に収集し分析して公表することを勧告している。

2. 障害関連政策⁸

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

2003年障害者法の制定により、2004年に国家障害協議会（National Council for People with Disabilities。以下、「NCPWDs」）が設立された。NCPWDsは準独立政府機関（semi-autonomous government body）であり、労働社会保障省（Ministry of Labour and Social Protection。以下、「MLSP」）の管轄である。NCPWDsは21人の障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）や政府機関の代表から構成されている。その役割は、障害者の権利を促進することであり、これらの権利を開発計画のすべての側面において主流化することである。

NCPWDsは、障害者法7条により、障害者に対するサービス提供の実施と調整、及び障害問題に関して大臣に助言することが規定されている。また大臣の承認を受け、障害者の福祉やリハビリテーションに関するあらゆることにおいて、調査や情報収集をさまざまな人・団体と協力して実施することとなっている。

障害者規則2009年（雇用、サービス、施設へのアクセス）において、NCPWDsは、関連する政府機関、調査機関、開発パートナー、自治体と協力し、障害予防、地域に根ざしたりハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）を含むリハビリテーション、心身の側面を含めた支援機器の開発、障害者に対する職場発見、事務所や設備の環境整備などに関する調査を実施し、促進し、支援することになっている。

NCPWDsは、MLSPや他の関係機関と協力し、2019年まで延長されたアフリカ障害者の十年（1999-2009）の行動計画の実施に努めている。

【国内援助調整委員会】

委員会名称	国家障害協議会 ⁹ (National Council for People with Disabilities、NCPWDs)
委員会メンバー	21人のDPOや政府機関の代表
役割と実施状況	2003年障害者法によって設立された政府との連携団体。関連省庁とDPOの代表から構成されている。障害者のためのバリアフリー社会を目指している。障害者が平穏な生活を送れるように、平等な機会の提供と権利の実現を促進している。

⁸ CRPD 政府報告を基に記載。

⁹ <http://ncpwd.go.ke/index.php>（参照 2021-01-23）

表 1 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働社会保障省 (Ministry of Labour and Social Protection) ¹⁰	2018年の行政機関再編成により新たに設立された。労働局と社会保障局から構成されている。競争力の高い労働力とエンパワメントがなされたインクルーシブなコミュニティ構築を目指している。そのためにディーセント・ワークの促進と脆弱層の保護が責務である。また社会保障だけでなく、障害者に対するプログラムも担当しており、NCPWDsも管轄している。
2	教育省 (Ministry of Education) ¹¹	障害者の教育と教育機関へのアクセスを含む、すべての児童の教育を受ける権利の保障と社会参加の促進を担っている。そのため、手話、点字、他のコミュニケーション手段を用い、アクセシブルな教材や障害者の負担を軽減する機材などの導入も行っている。特別支援教育の政策の立案と実施、ケニア教育セクターと支援プログラムの実施、障害児の早期発見・診断を行う教育アセスメント・リソースセンターの運営と管理も担当している。
3	保健省 (Ministry of Health)	障害予防、障害児の早期発見、障害者の早期リハビリテーション、官民両方の医療施設で障害者が利用できるリハビリテーションと医療サービスの提供、障害者に適正な価格での医療サービスの提供などを担当している。国家障害児発見・照会ガイドライン・マニュアルも作成した。

出所：障害者権利条約の政府報告及び各省のウェブサイトを基に調査チームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細

障害者の権利に関連する基本的な法律は、以下のとおりである。

法律名	ケニア憲法
施行年	2010年
概要	第54条において、障害者の権利を保障している。社会・文化・経済・政治活動のすべての局面において障壁を軽減し、障害者に平等な機会を提供することを定めている。

¹⁰ <https://www.socialprotection.go.ke/> (参照 2021-01-23)

¹¹ <https://www.education.go.ke/index.php> (参照 2021-01-23)

法律名	障害者法
施行年	2003 年
概要	障害者の権利保障、リハビリテーションの提供、障害者の機会均等の実現、NCPWDs の設立などを定める。ケニア政府が 2012 年に国連の障害者権利委員会へ提出した障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に係る政府報告書（以下、「政府報告」）によれば、提出の時点で、障害者法の改定が NCPWDs やジェンダー児童社会開発省（Ministry of Gender, Children and Social Development。以下、「MoGCSD」）により進められており、権利条約の内容と合致した法案作成が進められている。他方、2020 年 1 月時点で 2019 年法案として審議中であり、いまだ制定には至っていない。

法律名	障害者法案（The Persons with Disabilities (Amendment) Bill, 2019） ¹²
施行年	
概要	2003 年障害者法の改定法案として作成中。中央政府と地方政府の機能、またその連携について規定するもの。新しい障害定義は以下のように作成されている。「障害とは、視覚、聴覚、学習、身体的機能不全（physical incapability）を含む身体、感覚、発達、もしくは他の機能障害により、相互に社会的、経済的、環境的参加に影響を与えるもの」

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	雇用法
施行年	2007 年
概要	雇用主に対し、障害を理由とした直接的・間接的な差別、ハラスメントなどを禁止している。

法律名	性犯罪法
施行年	2006 年
概要	障害者、特に精神障害者に対する特別な保護を規定している。

法律名	児童法
施行年	2001 年
概要	すべての児童の権利を保障し、福祉を提供することを目的とし、障害による差別を禁止している。

¹² <http://ncpwd.go.ke/index.php/downloads/resource-publications>（参照 2021-01-23）

その他にも障害者規則として以下のようなものがある¹³。

- ・ 2009 年障害規則（雇用、サービス、施設の利用）
- ・ 2009 年障害者規則（障害者施設への補助金、支援等）
- ・ 2009 年障害者規則（登録制度）
- ・ 2010 年障害者規則（所得税の減免）
- ・ 2009 年障害者規則（障害者のための全国開発基金）

【障害者政策】

政府報告によれば、ケニア政府は以下の政策を作成中である。一方で、2020 年 1 月時点で、MLSP や NCPWDs のウェブサイトには、これらの政策の制定や実施に関する情報がなく、唯一、国家障害者政策だけ会期報告書作成中との情報が確認できた。

政策名	国家障害政策（National Disability Policy）
概要	障害者に対するサービスや保護を実施するためのフレームワークを構築しようとしている。環境を改善することで、障害者の生活の自由と幸福の追求を可能にする。国会に提出する会期報告書の作成を進めている ¹⁴ 。

政策名	特別支援教育政策案
概要	障害者が他の者と平等に雇用され収入を得ることで生活を成り立たせようとしている。教育の権利が保障されれば、障害者は他の権利も得ることができるという方針のもと作成が進んでいる。

政策名	国家社会保護政策案
概要	極度の貧困状態にある脆弱層を保護するため、継続的な制度構築を通してインクルーシブな社会を構築するための国家ビジョン。対象とすべき脆弱層を、孤児、弱い立場にある児童、障害者、高齢者、スラムに住む都市貧困者、路上生活者、病人などとしており、社会保護の対象と認識されている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ケニア国政府は 2007 年 5 月 30 日に CRPD に署名し、2008 年 5 月 19 日に批准している¹⁵。選択議定書には署名していない。政府報告は 2012 年 4 月 3 日に障害者権利委員会に提出された。障害者権利委員会からは 2015 年 4 月 24 日に質問事項が提示され、ケニア国政

¹³ https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Kenya_Persons-with-Disability-Act.pdf (参照 2021-01-23)

¹⁴ <http://ncpwd.go.ke/index.php/about-ncpwd/achievements-of-the-council> (参照 2021-01-23)

¹⁵ https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-15&chapter=4&clang=_en (参照 2021-01-23)

府は 2015 年 6 月 30 日に回答書を提出、さらにケニア障害者団体（Disabled People's Organizations in Kenya）や東アフリカ・アルビノ財団（Albinism Foundation of East Africa）など市民団体のパラレルレポートが 2015 年に 9 報告¹⁶提出されている。そして 2015 年 9 月 4 日に障害者権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告期限は、2022 年 6 月 19 日である。

総括所見よれば、公共事業計画への障害指標の導入、災害対策センターの事故対応計画で障害者を特別なグループと認定、障害者雇用における積極的是正処置の採用、障害者も裨益する社会保護政策（2012）の採用などが、肯定的側面として記載されている。一方で、2003 年障害者法を CRPD に対応させること、障害者の権利に関する複数の法律の速やかな採択を進めること、差別的意味を有する条文を修正すること、国会における CRPD の理解と実施を促進することなどが主な勧告となっている。

2-4. 障害関連施策の状況¹⁷

① リハビリテーションを含む医療サービス

ケニアではすべての医療施設で、すべての人に差別なくサービスを提供することとなっている。2010 年ケニア憲法第 56 条は、障害者を含む少数で周縁化されたグループに対し適切な医療サービスを提供するための特別な処置を講じるよう政府に義務を課している。

2003 年障害者法の第 20 条は、NCPWDs に障害者があらゆる差別を受けることなく、医療ケアを受けられるよう監視することを求めている。また保健省のプログラムは、障害予防、障害の早期発見、障害者の早期リハビリテーション、官民両方の医療施設で障害者が利用できるリハビリテーションと医療サービスの提供、障害者が無理なく払える価格での適切な医療サービスの提供、障害者の利益のために地方の医療施設において現場の医療従事者を提供すること、などがある。そして 2008 年国家リプロダクティブ・ヘルス政策では、障害のある女性はリプロダクティブ・ヘルス・サービスを受診する権利があるとし、若い障害者の性と生殖に関する健康の改善が求められている。

保健省は、サービスと障害予防において総合的アプローチを推進しており、リハビリテーションは 2005 年～2010 年戦略（The 2005-2010 Strategic Plan）で優先項目とされていた。さらに作業療法士や理学療法士などのサービス提供者に、障害者に十分なサービスの提供ができるよう 3 年間の訓練が提供されていた¹⁸。

保健省は、国家障害児発見・照会ガイドライン・マニュアルを作成し、ヘルスワーカーと関係者が、障害児に対するサービスをより一層理解できるよう努めた。また地方でヘルスワーカーに障害に関する研修を実施した。

¹⁶ その他にパラレルレポートを提出した団体は、Mental Disability Advocacy Centre & Partners-Submission on Kenya, Users and Survivors of Psychiatry-Kenya, Kenya National Commission on Human Rights, Mental Disability Advocacy Center, United Disabled Persons of Kenya, Kenya Association of the Intellectually Handicapped, Kenya National Commission on Human Rights-Response などである。

¹⁷ CRPD 政府報告に基づき記載。

¹⁸ 養成期間か、追加的な 3 年間の研修であるか、出典から確認できない。

2009年障害者規則（雇用・サービス・施設アクセス）は、障害者の権利に関する教育や情報提供をヘルスケア・サービスに含むように求めている。このため、政府は障害主流化委員会（Disability Mainstreaming Committee）¹⁹を通し、ヘルスケア提供者が適切な情報提供と教育ができるように研修を実施している。また同規則の14条では、公共のトイレは車いすユーザーや障害者が利用できる設備を整えなければならないとし、エレベーターには点字シンボルや音声ガイドを準備することとしている。ほとんどのヘルスケアセンターは、障害者が利用できるものになっている。

ケニア政府は、慈善団体であるケニア視覚障害者協会（Kenya Society for the Blind。以下、「KSB」）を通し、視覚障害者にリハビリテーションを提供している。KSBは1956年に設立され、視覚障害者の教育やリハビリテーションの促進、視覚障害者の社会参加を促進する環境整備や視覚障害予防などに取り組んでいる。そして、自立生活スキルとして交通機関の利用も含む移動訓練、自己防衛、生活習慣訓練、運動、栄養、ヘルスケア、お金の管理、消費訓練、時間管理、コミュニケーション（点字、コンピューターなど）の訓練を提供している。

NCPWDsは、可能な限り支援機器や機材を障害者に提供する義務を有している。これらの機材は関税なしで輸入できる。ケニア障害者協会（Association of Person with Disabilities in Kenya）は、電動車いすを含むさまざまな支援機器を製造している。

総括所見では、医療関連施設や医療サービスを障害者が利用できるようにすること、障害者のニーズにも応えられる地域に根ざした医療サービスの提供を進めることなどが勧告されている。

② 教育

2008年3月のケニア障害全国調査によれば、67%の障害者が初等教育を受け、19%が中等教育に進学したが、大学に進学した障害者は2%であった。他方、教育機関のデータでは、少なくとも75%の障害者が初等教育を受けている。地方在住の障害者の52%は初等教育を受けているが、都市部の障害者は38%が受けていない。また39%の障害者は通常学校に通っており、中等学校に通っている障害者は9%であった。通常は男性の方が進学率は高い。また特別支援学校に通う障害者の多くは都会に住む障害者であった。通常学校の特別支援学級（special classes in mainstream institutions）に通う障害者は2%以下であった。このような状況のなか、政府報告によれば、ケニア政府は障害のある児童・生徒の差別禁止と、平等な教育機会の権利があることを認めている。また質の高い教育を受ける権利も障害者は有している。

2010年ケニア憲法の第43条（1）（f）は、すべての国民に教育の権利を保障し、第53条（1）（b）は、すべての子どもは無料で義務教育を受ける権利を有するとしている。第54条は、障害者がインクルーシブ教育を受ける権利を認めている。したがって、障害者に

¹⁹ 機能、構成員等について政府報告に記載がなく、詳細は不明。

対してアクセシブルで使いやすい教育機関とするよう、教育機関に設備改善を求めている。第 56 条は、政府に対し積極的優遇策を講じるよう義務付けている。

2001 年児童法は、両親に対し子どもの教育的ニーズを満たすことを求めている。第 5 条は、すべての児童に対し障害を理由とした差別を禁止している。第 7 条（2）では、すべての児童が無料で義務教育を受ける権利があるとしている。ケニア政府は 2003 年に無料の義務教育を導入した。これは障害児を含むすべての児童が基礎教育を受けられるようにするためである。

ケニア政府は教育省を通し、障害のある児童・生徒の権利を実現するために、平等な教育機会の提供を強化する「ケニア教育セクターと支援プログラム」を実施している。このプログラムは、「すべての人に教育を（Education for all）」、当時のミレニアム開発目標などの国際的な取り組みに則っており、国内においても 2010 年憲法やケニアビジョン 2030、そして特別支援教育政策などと合致するものである。

政府は障害のある児童・生徒のためのプログラムを開発し実施している。2012 年時点でケニアには、1,882 の小学校と中学校で特別支援教育を必要としている児童・生徒にその機会を提供している。これらの学校には、50,744 人の障害のある児童・生徒が在籍している。そのうち 24,000 人は特別支援学校に在籍し、他は通常学校に通っている。無料初等教育プログラムを通し、障害のある児童・生徒を通常学校に入学させる取り組みが進み、通常学校に在籍する障害のある児童・生徒数は増加している。その他に、特別支援中等教育機関が 15 校存在する。

教育アセスメント・リソースセンターは、障害児のニーズを調査し、障害児の早期発見、診断、照会、配置などの調整を行っている。同センターは、障害児に適切な教育を提供するために、特別支援学校や教室を支援している。

特別支援教育制度を通し、政府は、障害のある児童・生徒の指導者に研修を実施している。この研修はディプロマ・レベルで、3 カ月間受講できる。2012 年までに 6,765 人の教師が研修を修了している。特別な取り組みとしてケニア手話教育が重視されており、115 人の教師が 3 カ月コースを修了した。

総括所見では、分離教育からインクルーシブで質の高い教育制度に移行する計画を実施機関も含めて規定すること、また計画には予算、技術、人材についても記載すること、障害児の入学拒否ができない規則を早急に作成すること、聴覚障害児に対する情報や設備が整った教育環境を整備すること、教育に必要な支援機器を準備するため公立・私立学校を含め対策を講じること、インクルーシブ教育実施に向けた教員養成を行うこと、などが勧告されている。

③ ジェンダーと障害

女性はケニア人口の半分を占めるが、社会参加は不十分であり、社会から取り残されている。資源へのアクセスや管理が乏しく、社会経済活動への参加も制限されている。識字率も女性の方が男性より低く、教育の機会が少ない。

障害のある女性に対しては深刻なスティグマが存在している。彼女たちはより脆弱で、社会に参加できず、困窮した状態に置かれている。否定的な文化的慣行、障害者や女性に対する否定的な態度や偏見などが原因である。女性に対する伝統的で保守的な価値観が、障害のある女性・女兒の能力を低く評価している。彼女たちが社会で役割を担えることが理解されていない。

ケニア政府は、特に教育と雇用へのアクセスを強化する必要があると考えており、法律や政策を以下のように定めている。

- ・ 2010年ケニア憲法：第27条（3）は、障害のある女性を含むすべての市民に権利を保障している。例えば、政治・経済・文化・社会分野において平等な機会を得る権利である。また性別や障害による差別も禁止している。
- ・ 2003年障害者法：障害のある女性・女兒に対する特別な規定が存在しないため、政府は障害のある女性・女兒に関する条項の追加を検討している。新条項では、障害のある女性・女兒が深刻な差別に直面している事実を認識し、対策を講じることが想定されている。
- ・ 国家障害者政策：障害のある女性・女兒が多くの課題に直面していることを認めている。特に障害のある女性・女兒に対する差別が深刻である。彼女たちは、女性として、また障害者として二重に差別されている。女性障害者、特に知的障害のある女性は、深刻な放置、虐待、暴力にもさらされている。政府は、この深刻な差別に対し、平等な権利の保障や態度の改善などが必要と認識している。またローンの利用、雇用促進と雇用主が必要な支援機器を準備すること、などを検討している。

政府は、国家ジェンダー政策の作成に取り組んでいる。女性に対する差別を禁止し、女性が社会で活躍できるようにするためである。男性と女性の格差を縮小し、偏見を緩和し、女性の生産的役割を見直すことが必要である。社会・経済・文化・政治における不平等を是正し、女性が資源にアクセスできるようになることを目指している。

総括所見では、障害のある女性・女兒に関する統計情報の速やかな整備、国家ジェンダー平等委員会の権限強化、障害のある女性・女兒に対する差別解消のための国家戦略を活動期間や指標も含めて作成することを勧告している。

④ 訓練・雇用、就労支援

2010年ケニア憲法は、障害者を含むすべての人に、あらゆる差別を禁止している。また雇用法と2003年障害者法（第13条）は、公的機関と民間企業の、すべての正規・臨時・契約職員数の5%を障害者に割当てるように求めている。

2010年ケニア憲法第41条(1)は、障害者を含むすべての従業員に対し、平等な業務、適切な給与、適切な労働環境、そして労働組合の結成・参加・実践、またストライキの実施などの権利を認めている。

ケニア政府は新労働法を2007年に制定し、障害者の権利を認めている。第5条(3)は、雇用主は、従業員や雇用予定者に対する、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治、民族、障害、妊娠、精神状態、HIV/エイズなどによる、直接的・間接的な差別やハラスメントを禁止している。またケニア政府は労働者保障法を制定し、障害者を含む労働災害者の救済を行っている。

ケニア政府は、障害者の雇用を確保するためにさまざまなプログラムを実施している。NCPWDsは、障害者を政府機関や民間企業に就職できるよう支援している。障害者は、NCPWDsに履歴書を送付し、NCPWDsはそれを政府や企業に提供する。そして、インタビューを行い、適切な従業員を選定する。またNCPWDsは、職務管理、書籍整理、コミュニケーション、プロジェクト運営、申請書作成などの能力強化も行っている。民間企業では、通信会社のSafaricomが78人の障害者を雇用し、調査会社のSynovate Researchは、従業員の1%を障害者にするという方針を持っている。またK-Rep銀行は障害者グループにローンを提供している。公的機関の一般従業員の定年退職年齢は55歳だが、障害者は60歳である。

MoGCSOは、全国に12校の職業リハビリテーションセンターを設立している。同センターではさまざまな訓練を通し、障害者がフォーマル、インフォーマル、自営業などの職業を得ることができるように訓練を提供している。

総括所見では、官民機関を対象とした罰則規定を伴う障害者の法定雇用率の制定を進めること、障害者を対象とした就労・雇用プログラムの開発、アクセシブルな求人情報の提供、競争力の高い職業訓練の提供、研修も含め障害者の起業家精神の促進支援、就労に関する障害者の統計情報の整備、などが勧告されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

ケニア総合家計調査(2005/2006)をもとにした基礎生活動向調査報告(Basic Report on Well-being in Kenya)によれば、ケニアの貧困率は45.9%である。多くの障害者は極度の貧困に直面しており、経済的に困窮している。また、社会的、経済的、物質的、そして心理的サポートを家族に依存している。障害者は、他の家族と比べて資源へのアクセスが非常に限定されている。そこで政府は、以下のような対策を講じている。

- ・ 障害者国家開発基金(National Development Fund for Persons with Disabilities)：2003年障害者法第5章では、障害者国家開発基金の設立を規定している。本基金は、重度障害者、高齢障害者、障害児のいる単身世帯で仕事を探せない人に福祉手当を支給するものである。そこでケニア政府は、2009/2010年度に2億KES²⁰(ケニア・シリング、約1億9,000万円)を基金に準備した。これは恒久基金(Permanent fund)で、基本ガイドラ

²⁰ 1KES(ケニア・シリング)=0.95802円 JICA 統制レート(2020年12月)、以下同様。

インと支給要件が作成されている。

- ・ 重度障害者送金プログラム：MoGCSD は、NCPWDs と協力して重度障害者のための送金プログラムを開発した。試行期間中に 210 地区から各 10 名の重度障害者のいる合計 2,100 世帯を対象に、毎月 1,500KES（約 1,437 円）が支給されている。2011/2012 年度に、ケニア政府は予算を 2,500 万 KES（約 2,395 万円）から 3 億 8,500 万 KES（約 3 億 6,800 万円）に増額した。そして支給額も 2,000KES（約 1,916 円）に増額された。このプログラムは、すべての重度障害者を対象としており、脳性まひ、自閉症、盲ろう者、二分脊椎、四肢まひ、精神障害、脊髄損傷、下半身まひ、ダウン症、筋ジストロフィー、他の重複障害が含まれている。重度障害者は、食事、トイレ、衛生管理や他のニーズを介助者に依存し、常時介助が必要となる個人と定義されている。同プログラムは手当の給付による重度障害者の生計改善、家計負担の軽減と同時に、各世帯や各県の DPO や障害児親の会に研修も提供し、介助者の能力強化を図っている。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・ バリアフリー

ケニア政府は、障害者が日常生活において多くの障壁、例えば、環境・コミュニケーション・社会経済などに直面していることを認識している。政府は、障害者が安心して尊厳を持って生活できるようにさまざまな課題を軽減するため、制度面、政策面、行政面で対策を講じている。そして、障害者が経済、社会、文化、政治において完全かつ効果的に参加できるように機会均等の促進を目指している。

2010 年憲法第 54 条では、障害者がすべての場所、公共交通機関と公的情報、教育機関や施設などにアクセスする権利を認めている。また国家障害者政策は、アクセシビリティが分野横断的な課題であることを認めており、建築物や情報、そしてサービスにおける課題として捉える必要があるとしている。

2003 年障害者法第 21 条は、障害者にアクセシビリティと移動の権利を認めており、障害者は、建築物、道路、社会設備、支援機器、また移動を促進するさまざまな機器にアクセスできる障害者に配慮した環境において生活する権利を述べている。第 22 条 (1) は、建築物の設備改善を求め、第 24 条では、NCPWDs は、設備の設置者、サービス提供者などに対し、設備やサービスがアクセシブルでない場合に、改善命令を発出する権利があると定めている。さらに 2003 年障害者法を実施するために、2009 年障害者規則（雇用、サービス、設備へのアクセス）を策定し、教育、就労、スポーツ、レクリエーション、社会包摂、交通、建築物、情報、コミュニケーション、技術、収入維持、社会保障、家族、文化などにおいてアクセシビリティを促進することを求めている。

ケニア政府は、交通機関や道路などが障害者にとって深刻な障壁になっていることを認識している。都市には、障害者に使いやすい歩道が整備されておらず、車両も渋滞を避けるために歩道を走行したり、メンテナンス不備のために信号が頻繁に故障したりしてい

る。障害者を含めた歩行者にとって非常に危険な状態にある。運輸省は、建設中のすべての道路に障害者や歩行者が通行できるスペースを確保するよう努めている。また国家交通政策委員会を2003年に設立し、総合的国家交通政策を作成した。そして、総合的国家交通政策報告書が作成され、障害者など特別なニーズを持つ人への配慮が足りないなど、多くの課題が指摘された。障害者にとってアクセシブルな交通機関や産業基盤を整備する必要があると勧告している。

2009年障害者規則（雇用、サービス、設備へのアクセス）は、視覚障害者のために信号に音声をつけること、車いす利用者のために縁石ブロックの切り下げやスロープを整備すること、視覚障害者のために駅のプラットフォームに点字ブロックを用意することなどを求めている。

2003年障害者法第23条は、公共交通機関の運営者に、NCPWDsの規定どおりに、障害者に適した乗り物にするよう求めている。2012年時点で、政府は「マタタス（matatus）」と呼ばれる14人乗りの公共バスを導入する準備をしている。さらに2009年障害者規則第12条では、公共サービス車両のオーナーは、列車のコンパートメント、バス、船、飛行機などを障害者が簡単に利用できるようにしなければならないと定めており、トイレや待合室も車いすユーザーや他の障害者が簡単に利用できるようにしなければならない、としている。

総括所見では、アクセシビリティに対する総合的な国家活動計画の作成と実施、障害者法で規定されている条項の効果的な実施を勧告している。

・ 防災

ケニア政府は、災害において障害者などの特別なニーズに対し、避難キャンプやホスト・コミュニティにおいて緊急支援の提供などを行っている。また災害管理委員会をさまざまなレベルで設立し、緊急避難や避難民の保護などを監視している。さらに特別プログラム省（Ministry of Special Programmes）は、国家災害管理政策案と国家国内避難民政策案を作成している。この政策案では、障害者の権利を認識し、緊急時や災害時において女性、子ども、障害者に対して優先的に支援を行うことを目指している。

総括所見では、災害時における障害者の保護を含めた国家計画の作成、すべての言語を含み障害者に対する情報保障の促進、避難所における障害者の状況を把握できる仕組み作り、などを行うよう勧告している。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 21	【研修員受け入れ】 アフリカ地域障害者の自立生活とメインストーリーミング（2009～2010） 共生社会実現のためのアクセシビリティの改善-バリアフリー化の促進（2014～2016） 障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化（2019）
------------	---

²¹ JICA 障害と開発パンフレットと JICA ケニア事務所アンケート回答を基に記載。

	<p>【無償資金協力】 西部地域保健センター整備計画（2000） 西部地域保健センター整備計画（2005） ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）（2009） ナイロビ西部環状道路建設計画（2010） アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画（2011）</p> <p>【草の根技術協力事業】 視覚障害者に対するあん摩療法技術指導（2004～2005） 視覚障害者に対する日本式あん摩応用技術と理論講習（2009～2012）</p> <p>【ボランティア事業】 青年海外協力隊員・シニアボランティア（職種：障害児・者支援、義肢装具士、障害者体育、社会福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など。</p>
他ドナー	<p>【ILO】 ・ Promoting Decent Work for Persons with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE)（2008～2011）²²</p> <p>【英国政府】 ・ Innovation to Inclusion (i2i) programme（2019～2021）²³ 障害者の雇用へのアクセス強化。Leonard Cheshire Disability が実施。 ・ Inclusion Works Programme（2019～2021）²⁴ 障害者への職業訓練・就労支援。Sightsavers が実施。</p> <p>【UNICEF】 ・ Accessible digital text book project（2018～）²⁵</p>

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

2009年障害者規則（雇用、サービス、施設へのアクセス）において、NCPWDsは、関連する政府機関、調査機関、開発パートナー、自治体と協力し、障害予防、CBR含むりハビリテーション、支援機器の開発、障害者に対する職場発見、事務所や設備の環境整備などに関する調査を実施し、促進し、支援することになっている。CBRプログラムは、アウト・リーチ、施設型リハビリテーション・サービスとして、幼児に対する早期発見や早期介入など一般のヘルスケア・サービスの中に定着しているほか、障害予防、コミュニティにおける障害啓発を行っている²⁶。

²² https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_111460.pdf（参照 2021-01-23）アイルランド政府の資金支援による。

²³ <https://www.disabilityinnovation.com/projects/innovation-to-inclusion-i2i>（参照 2021-01-23）

²⁴ <https://www.sightsavers.org/news/2019/07/inclusion-works-programme/#:~:text=The%20Inclusion%20Works%20programme%2C%20funded,over%20the%20next%20three%20years>（参照 2021-01-23）

²⁵ <https://www.unicef.org/media/65066/file/EdStrategy-2019-2030-CountrySolutions-Kenya.pdf>（参照 2021-01-23）

²⁶ 政府報告に基づく。「healthcare service delivery system through outreach, facility based rehabilitation services」と記載されている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ケニア政府は、2013年6月28日にマラケシュ条約に署名し、2017年6月2日に批准、同年9月2日から施行している²⁷。また世界知的所有権(World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」)のマラケシュ条約アンケートに回答²⁸している。回答内容を見ると、ケニア政府は著作権法第2章において、障害者に対する特別な形式(Specialized formats)や公認機関(authorized entity)の定義を定めている。一方で、公認機関の確認は取れず、公認機関が利用しやすい様式の複製物の交換や輸入などに関する規定もなく、研修や教育を提供する機関となっている²⁹。

ケニア憲法は、障害者が利用できる、アクセシブルなケニア先住民の言語、ケニア手話、点字、他のコミュニケーション方法や技術を促進すべきとしている。またケニア障害者政策は、障害種別が異なれば、情報アクセスビリティに対するニーズが異なるので、異なるアプローチが必要になることを認め、ケニアの情報産業がアクセシブルな環境整備をすることを求めている。

2010年憲法第7条(3)(b)は、政府に障害者にアクセシブルな点字や他のコミュニケーション・フォーマットの利用や開発を進めるように求めている。2009年障害者規則(雇用、サービス、設備へのアクセス)は、ケニア手話をテレビ番組に付与する努力を求めている。さらに、新聞や他の墨字メディアは、電子版を提供することを求められており、それらは、支援機器なども活用し、聴覚・言語・視覚障害者にアクセシブルでなければならないとされている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ケニアで最初の感染者が発見されたのは2020年3月13日であった。3月20日は全国でロックダウンの措置が取られた。7月に段階的にロックダウンを緩和し、感染が抑えられたかには見えたが、9月から感染者・死者数が増加している。2021年1月3日時点で、感染者数96,802人、死者数1,685人となっている³⁰。ケニア障害者統一同盟(United Disabled Persons of Kenya。以下、「UDPK」)から発出された声明文³¹によれば、障害者は新型コロナウイルスの感染拡大において以下のような課題に直面しており、政府に改善を求めている。

²⁷https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843 (参照 2021-01-23)

²⁸ https://www.wipo.int/export/sites/www/marrakesh_treaty/en/docs/mt_questionnaire_ke.pdf (参照 2021-01-23)

²⁹ アンケートには以下のように回答している。「“an entity that is authorized or recognized by the government to provide education, instructional training, adaptive reading or information access to beneficiary persons on a non-profit basis and includes a government institution or non-profit organization that provides the same services to beneficiary persons as one of its primary activities or institutional obligations;”」

³⁰ <https://www.health.go.ke/> (参照 2021-01-23)

³¹ REF: Protecting Persons with Disabilities During COVID-19, 7th April 2020, <https://www.udpkenya.or.ke/wp-content/uploads/2020/05/UDPK-CDRA-COVID-19-Advisory-on-Protecting-PWDs.pdf> (参照 2021-01-12)

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮と支援

UDPK の声明文によれば、大多数の障害者は、放置され、差別を受け、情報、社会サービス、医療ケア、社会包摂、教育の分野において危険な状態に晒されている。ケニア政府のコロナウイルス対策には、障害者に対する合理的配慮は提供されていない。対策の立案や実施に DPO が参加した事例もなく、新型コロナウイルス対策における障害者の優先順位は低い。UDPK は、ケニア政府に障害者の権利を守るためにさらなる努力を要求し、新型コロナウイルスにより崩壊した支援制度やネットワークを立て直し、障害者が日常的に直面している課題の解決を求めた。障害者の権利保障を実現するために進めてきた取り組みが、新型コロナウイルスにより後退するようなことがあってはならないと述べている。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者は、通常より病院でも差別され、また多くの障害者は医療費を支払うことができないため、医療機関を利用することが困難である。医療従事者も介助者も障害者に対する感染防止策をとっておらず、隔離施設における合理的配慮も存在しない。障害者だけでなく高齢者、慢性疾患患者も考慮した新型コロナウイルス対策が必要であり、政府が弱者対策を講じなければ、彼/彼女らは一層感染や死亡のリスクに晒される。そのため、障害者や社会的弱者を対象とした予防ガイドラインを追加で作成する必要がある。また視覚障害者や外出が難しい身体障害者は介助者が必要となるが、介助者は身体接触が避けられず、ソーシャル・ディスタンスを保持することが困難である。したがって、介助者と障害者の感染リスクを減らすような、支援機器や仕組みが必要である。

政府は、精神保健医療も含め、医療機関を障害者も平等に差別なく利用できるように対策を講じなければならない。障害者にも適切な医療サービスが必要である。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

ケニア政府が実施しているオンライン教育にはさまざまな課題があり、特に視覚や聴覚に障害がある児童・生徒は授業を受けることが難しい。特別支援学校も資源が少なく困窮している。もし学校が再開されても十分な感染防止策が講じられない可能性が高く、障害児や親も不安を抱えている。教室の拡張には予算が必要となるし、机も不足している。ソーシャル・ディスタンスの確保も困難である。障害のある児童・生徒を分散させて授業するアイデアもあるが、多くの教員が必要になるため実現が難しい。特別支援学校に障害のある児童・生徒が利用できる手洗い場を設置することも困難である。

障害児には平等な教育機会を提供する必要がある。コロナ禍によりオンライン教育が増加したが、アクセシブルでないため、多くの障害児の利用が困難である。発達障害や知的障害のある子どもに対する家庭学習を親が受け持つことも難しい。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

コロナ禍により、多くの障害者が家に閉じこもるようになった。そもそも移動に困難があり、ソーシャル・ディスタンスを保つことも難しい。したがって、障害者は支援を得ることも、情報を得ることも、移動することも困難である。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

ロックダウン措置により、障害のある自営業者はビジネスが成り立たなくなっており、雇用されている障害者の解雇も多い。彼/彼女らは職場復帰ができるのか不安を抱えている。また雇用されていても給与の未払いなどが存在する。この状況は今後さらに悪化する可能性が高く、食料も足りていない。

リモートワークが増加しているが、障害者への対応は遅れている。政府は障害者がコロナ禍でも仕事ができる環境を整備しなければならない。そのためには DPO との連携が必要である。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

多くの障害者は、家族や友人から情報を得る以外に情報を得る方法がない。支援情報を得ることも難しい。保健省はテレビや印刷物など通常メディアでしか情報を発信しておらず、障害者には届いていない。政府は、病気、予防方法、サービスなどを適切なタイミングで、アクセシブルな方法で障害者などの弱者に届けなければならない。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ケニア障害者統一同盟 (United Disabled Persons of Kenya) ³²	200 団体以上のケニアの DPO の統括団体で 1989 年に設立された。障害者の権利啓発を使命とし、障害者に対する機会均等と開発の主流化を促進している。障害者の権利を認めたバリアフリー社会の実現を目指している。
ケニア視覚障害者同盟 (Kenya Union of the Blind) ³³	1960 年に設立された全盲と弱視のある人々による全国団体。視覚障害者が完全かつ平等な機会を与えられるようなバリアフリー社会の構築を目指している。視覚障害者のエンパワメントと権利の啓発活動などを実施している。
聴覚障害者協会 (Kenya National Association of the Deaf) ³⁴	聴覚障害者の経済活動と市民権の向上を目的とし、情報収集と配布、聴覚障害者の識字率向上研修、リハビリテーション、世界ろう連盟との協力、ケニア手話の調査開発、聴覚障害者のキャリア相談などを実施している。
障害者行動ネットワーク (Action Network for the Disabled) ³⁵	全国的な障害者団体で、コミュニティのさまざまなレベルで障害者の生活を改善するための活動をしている。障害児・者のエンパワメント、平等とインクルーシブな社会構築を目指している。障害者と非障害者がともに働けるような環境整備に取り組んでいる。
ケニア障害者アジェンダ (Disability Agenda Kenya) ³⁶	2016 年に設立され、政策提言、リーダー研修、啓発、災害対策、自立生活プログラム、CBR などの活動を実施している。全国の 134 の DPO と連携している。

3-2. 障害者支援団体の活動概容

団体名	概要
ケニア知的障害者協会 (Kenya Association for the Intellectually handicapped) ³⁷	知的障害者とその家族を支援し、彼/彼女らの権利と充実した社会参加、インクルーシブ社会の構築などを目指している。20 年間活動を続け、3,000 名の会員がいる。これまで少なくとも 9,700 人の家族、行政機関、市民に対し研修を実施した。

³² <https://www.udpkenya.or.ke/> (参照 2021-01-12)

³³ <http://kub.or.ke/> (参照 2021-01-12)

³⁴ <https://asksource.info/organisations/kenya-national-association-deaf-knad> (参照 2021-01-12)

³⁵ <http://andy.or.ke/> (参照 2021-01-12)

³⁶ アンケート回答

³⁷ <https://www.kaihid.org/> (参照 2021-01-12)

<p>ケニア身体障害者協会 (Association for the Physically Disabled of Kenya³⁸)</p>	<p>総合的なリハビリテーションを通して障害者の生活の質を向上させることを目的とした慈善団体。社会経済エンパワメントを通して、権利ベースの貧困削減に取り組んでいる。義肢装具や車いすなどの提供も行っている。</p>
<p>ケニア・レオナルド・チェシャ財団 (Cheshire Disability Service Kenya³⁹)</p>	<p>障害者が活躍し、質の高い生活をおくれるようなインクルーシブな社会構築を目指し、人材育成・啓発・助成金の提供などをおした障害者と介助者のエンパワメントを行っている。主な活動は、リハビリテーションと介助、教育、経済的エンパワメント、ロビー活動と啓発である。</p>

³⁸ <https://www.apdk.org/> (参照 2021-01-12)

³⁹ <https://cheshiredisabilityservices.org/> (参照 2021-01-12)

4. 参考資料

Government of Kenya (2019) *CRPD States Party's Initial reports of Kenya*

Kenya National Bureau of Statistics, Ministry of State for Planning, National Development and Vision 2030 (2012) *Kenya 2009 Population and Housing Census – Analytical Report on Disability*, Volume XIII, March 2012

Ministry of Gender, Children, and Social Development (2011) *Kenya National Social Protection Policy*

National Council for Persons with Disabilities (2004) *Persons with Disabilities Act No.14 of 2003*

Republic of Kenya (2019) *The Persons with Disabilities (Amendment) Bill*

United Disabled Persons of Kenya (2020) *REF: Protecting Persons with Disabilities During COVID-19 7th April 2020*

United Nations (2012) *CRPD Concluding observations on the initial report of Kenya*

森壯也編 (2016) 『アフリカの「障害と開発」-SDGsに向けて-』アジア経済研究所

<ウェブ情報>

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-12)